

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

1 重要施設の追加

次に掲げる施設を重要施設に追加する。(第二条第二項、第四項、第六項、第二十四条第二項第一号関係)

- (1) 皇居
- (2) 国会議事堂
- (3) 内閣総理大臣官邸
- (4) 危機管理行政機関の庁舎

2 規制区域の指定

内閣総理大臣は、次のいずれかに該当する場合には、当該特別注視区域を、規制区域として指定することができるものとする。(第十四条関係)

- (1) 特別注視区域に係る特定重要施設が特別特定重要施設(特定重要施設(防衛関係施設又は海上保安庁の施設であって、その施設機能が特に重要なものに限る。))のうち、その周辺の区域内にある土地等から発見困難方法(事前に発見することが特に困難な方法をいう。以下同じ。))により行われる行為によってもその施設機能に係る施設又は物件を損壊して当該施設機能を著しく阻害することが可能であり、かつ、当該損壊により当該施設機能が著しく阻害された場合にこれを回復させることが困難であるものをいう。以下同じ。)であって、当該特別注視区域内にある土地等が発見困難方法により当該特別特定重要施設の施設機能に係る施設又は物件を損壊する行為の用に供されることを特に防止する必要がある場合
- (2) 特別注視区域に係る特定国境離島等が特別特定国境離島(特定国境離島等である国境離島であって、その国境離島機能が特に重要なもののうち、当該国境離島の区域内に住所を有する者がなく、当該区域内にある土地等が当該国境離島の国境離島機能を著しく阻害する行為の用に供される場合においても当該行為を事前に発見することが特に困難であり、かつ、当該国境離島機能が著しく阻害された場合にこれを回復させることが困難であるものをいう。以下同じ。)であって、当該特別注視区域内にある土地等が当該特別特定国境離島の国境離島機能を著しく阻害する行為の用に供されることを特に防止する必要がある場合

3 規制区域内における土地等の所有権の移転の許可

- (1) 規制区域内にある土地等の所有権の移転をする場合には、当事者は、内閣総理大臣の許可を受けなければならないものとする。(第十五条第一項関係)
- (2) (1)の許可を受けなければならない所有権の移転は、当該許可を受けなければ、その効力を生じないものとする。(第十五条第二項関係)
- (3) 内閣総理大臣は、(1)の許可の申請が次のいずれかに該当するときは、当該許可をしてはならないものとする。(第十七条第一項関係)
 - イ 当該土地等の所有権の移転を受ける者が次のいずれかに該当するとき。

- (イ) 外国の政府等又は外国の政府の長その他の外国の政府若しくは政府機関の活動に特に重要な影響力を有する者として政令で定める者
- (ロ) 外国の軍隊等の活動に現に従事する者
- (ハ) 外国の政府等との契約又は外国の法令その他これに類するものに基づき、当該外国の軍隊等の活動を支援し、又はこれに協力する義務等を負う者
- (ニ) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、同一の外国に係る（イ）から（ハ）までに掲げる者が直接若しくは間接に保有する議決権の数がその総数の二分の一以上を占め、又はこれらの者が役員の二分の一以上を占めるもの

ロ イに掲げる場合のほか、当該土地等の所有権の移転を受ける者が当該土地等を当該規制区域に係る特別特定重要施設の施設機能に係る施設若しくは物件を損壊する行為若しくは当該行為のための情報収集活動又は当該規制区域に係る特別特定国境離島の国境離島機能を著しく阻害する行為の用に供するおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるとき。

- (4) 内閣総理大臣は、(1) の許可の申請が (3) イに該当する場合であっても、当該土地等の所有権の移転を受ける者が当該土地等を (3) ロに規定する行為又は活動の用に供するおそれがないことが明らかであると認められる特別の事情があるときは、(3) にかかわらず、当該許可をすることができるものとする。（第十七条第二項関係）

4 規制区域内にある土地等の所有権を合併等により取得した場合の届出等

- (1) 法人等が規制区域内にある土地等の所有権を合併又は分割により取得したときは、当該法人等は、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならないものとする。（第十八条第一項関係）

- (2) 内閣総理大臣は、(1) に規定する場合において、次のいずれかに該当すると認めるときは、当該法人等に対し、当該土地等の所有権を一年以内に譲渡すべきことを命ずることができるものとする。（第十八条第二項～第七項関係）

イ 当該法人等が 3 (3) イ (イ) から (ニ) までのいずれかに該当するとき。

ロ イに掲げる場合のほか、当該法人等が当該土地等を 3 (3) ロに規定する行為又は活動の用に供するおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるとき。

5 規制区域内にある土地等を所有する法人等の支配関係に変動があった場合の届出等

- (1) 規制区域内にある土地等を所有する法人等は、その支配関係に変動があったことにより 3 (3) イ (ニ) に該当するに至ったときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならないものとする。（第十九条第一項関係）

- (2) 内閣総理大臣は、規制区域内にある土地等を所有する法人等についてその支配関係に変動があったことにより次のいずれかに該当するに至ったと認めるときは、当該法人等に対し、当該土地等の所有権を一年以内に譲渡すべきことを命ずることができるものとする。（第十九条第二項～第六項関係）

イ 当該法人等が 3 (3) イ (ニ) に該当するとき。

ロ イに掲げる場合のほか、当該法人等が当該土地等を3（3）ロに規定する行為又は活動の用に供するおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるとき。

6 規制区域内における土地等の使用収益権の設定又は移転の届出

規制区域内にある土地等の使用収益権の設定又は移転をしたときは、当事者は、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならないものとする。（第二十条関係）

7 規制区域内にある土地等の利用者に対する命令等

内閣総理大臣は、第九条の規定にかかわらず、規制区域内にある土地等の利用者が当該土地等を当該規制区域に係る特別特定重要施設の施設機能に係る施設若しくは物件を損壊する行為又は当該規制区域に係る特別特定国境離島の国境離島機能を著しく阻害する行為の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認める場合において、当該施設機能又は国境離島機能に回復させることが困難な著しい障害が生ずることを避けるため緊急の必要があるときは、当該土地等の利用者に対し、当該土地等をこれらの行為の用に供しないことその他必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。（第二十一条関係）

8 立入調査等

内閣総理大臣は、規制区域内にある土地等について、土地等利用状況調査又は規制区域に関する規定の施行のため必要があると認めるときは、その職員に、当該土地等に立ち入り、当該土地等の利用の状況について必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができるものとする。（第二十二条関係）

9 警察庁長官の意見の陳述等

（1）警察庁長官は、規制区域内にある土地等の利用者が当該土地等を3（3）ロに規定する行為又は活動の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認める場合において、第九条第一項の規定による勧告又は7の命令をすべきであると思料するときは、内閣総理大臣に対し、その旨の意見を述べるることができるものとする。（第二十三条第一項関係）

（2）警察庁長官は、（1）の意見を述べるため必要な限度において、規制区域内にある土地等の利用者その他の関係者に対し当該土地等の利用に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は相当と認める都道府県警察に必要な調査を行うことを指示することができるものとする。（第二十三条第二項関係）

（3）（2）の指示を受けた都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長は、調査を行うため特に必要があると認めるときは、あらかじめ警察庁長官の承認を得て、その職員に、規制区域内にある土地等に立ち入り、当該土地等の利用の状況について必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができるものとする。（第二十三条第三項、第四項関係）

10 その他

その他所要の改正を行う。

11 施行期日等

- (1) この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(附則第一条関係)
- (2) 所要の経過措置を定める。(附則第二条～第四条関係)
- (3) この法律の施行状況等に関する検討規定を設ける。(附則第五条関係)
- (4) その他関係法律について所要の改正を行う。(附則第六条、第七条関係)